

12月定例会

12月定例会では、各会計決算認定案3件・各会計補正予算案12件・条例案その他の議案12件・人事案件7件・議員提出議案1件の計35件の議案等の審議を行いました。採決の結果、いずれも認定・承認又は原案可決されました。

本会議では、通告に従い、1名から議案質疑が、11名から市政全般についての一般質問が行われました。

その主な内容は、次のとおりです。

議案質疑

中山間地域等直接支払制度の事業の概要と成果は？

(無会派)

問 農業生産条件が不利な中山間地域での農業生産の維持や耕作放棄の発生防止、農業の持つ多面的機能の維持・増進、集落機能の活性化などを目的とする本制度は、平成17年度に第二期目がスタートしたが、対象地域や面積の推移、また、事業目的が達成されているのかを問う。

答

2期目の初年度は、平成16年の台風災害により大郷集落の対象農地が大きな被害を受けて活動を断念し、7集落でスタートした。その後、17年度に川根・

18年度に古田・19年度に田滝の3集落が新たに集落協定を締結し事業を実施している。

本年度の交付対象地域は、東予地区5集落・丹原地区5集落の計10集落である。対象面積は、188万7千119平方メートルで、17年度の実績面積は148万5千561平方メートル・18年度は167万1千784平方メートルとなっている。

事業内容は、農道や水路の維持管理のための農道への土砂入れ・水路清掃、また、農地の保全や景観形成のための休耕地へのひまわり・コスモスの植え付けや、集落によっては共同でヘリコプターによる病害虫の駆除も行っている。こうしたことから、対象地域では耕作放棄地は発生しておらず、農地の保全に大きな成果を上げている。



保全される中山間地域の景観

12月定例会における議案等の審議結果

議案番号	議案名	結果
議案第74号	平成18年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	認定
議案第75号	平成18年度水道事業会計決算の認定について	〃
議案第76号	平成18年度病院事業会計決算の認定について	〃
議案第97号	平成19年度一般会計補正予算(第4回)の専決処分について	承認
議案第98号	平成19年度本谷温泉事業特別会計補正予算(第2回)の専決処分について	〃
議案第99号	平成19年度一般会計補正予算(第5回)について	原案可決
議案第100号	平成19年度国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について	〃
議案第101号	平成19年度老人保健特別会計補正予算(第1回)について	〃
議案第102号	平成19年度介護保険特別会計補正予算(第2回)について	〃
議案第103号	平成19年度簡易水道事業特別会計補正予算(第2回)について	〃
議案第104号	平成19年度公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)について	〃
議案第105号	平成19年度ひうち地域振興整備事業特別会計補正予算(第1回)について	〃
議案第106号	平成19年度小松地域交流事業特別会計補正予算(第2回)について	〃
議案第107号	西ひうち緩衝緑地内における自動車損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について	〃
議案第108号	新たに生じた土地の確認について	〃
議案第109号	字の区域の変更について	〃
議案第110号	新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合の解散について	〃
議案第111号	新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合の解散に伴う財産処分について	〃
議案第112号	新居浜・西条地区広域行政圏協議会の設置について	〃
議案第113号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例について	〃
議案第114号	長期継続契約を締結することができる契約を定める条例について	〃
議案第115号	特別用途地区建築条例について	〃
議案第116号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第117号	国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	〃
議案第118号	市営住宅設置及び管理条例及び西条市小集落改良住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例について	〃
議案第119号	一般会計補正予算(第6回)について	〃
議案第120号	老人保健特別会計補正予算(第2回)について	〃
報告第8号～9号	交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について	聴取

議員提出議案

満場一致!!

全議員が提出・可決!!

全議員が提出者・賛成者となつて次の意見書案が提案され、全会一致で可決、国会及び政府関係機関に提出しました。

肝炎問題の早期全面解決とウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書(要旨)

我が国の肝炎ウイルスキャリアは、約350万人と推定され、その多くは、汚染血液による輸血や血液

製剤の投与、集団予防接種時の注射器の使いまわしなどの不適切な医療行為による感染など、医原性によるものとされる。

司法の場では、ウイルス性肝炎の医原性について、国の政策の過ちが明確に認定されており、国は係争中の訴訟を直ちに終了させ、すべてのウイルス性肝炎患者の救済を実現するための諸施策に直ちに取らなければならない。

国会並びに政府は、肝炎問題の早期解決とすべての肝炎患者を救済するため、緊急に次の事項を実現するよう強く要請する。

①ファイブリノゲン製剤及び血液凝固第IX因子製剤を納入した全医療

機関に対して患者の追跡調査を指示し、特定された患者に対して投与事実の告知と感染検査の勧奨を指導し、その結果を速やかに公表すること。

②集団予防接種の被害実態調査を行い、適切な対応を取ること。

③ウイルス検診体制の拡充と検査費用の負担軽減を行うこと。

④ウイルス性肝炎の治療体制の整備、とりわけ治療の地域間格差の解消に努めること。

⑤ウイルス性肝炎治療の医療費援助及び治療中の生活支援策を実施すること。

⑥ウイルスキャリアに対する偏見・差別を一扫すること。